

組合員資格別の 事業利用量に関する調査 実施マニュアル

2017年3月

農林水産省調査委託事業
株式会社 三菱総合研究所

目次

I.	調査およびマニュアルの目的	1
II.	マニュアルの対象	1
1.	対象組合	1
2.	対象事業	1
III.	事業利用量把握の実施方法	2
1.	調査の実施体制	2
2.	対象事業ごとの調査方法	2
(1)	信用事業	3
(2)	共済事業	4
(3)	購買事業（生産資材・生活物資・ガソリンスタンド）	4
3.	その他	10
IV.	調査票の記入と提出	11
1.	調査票の記入	11
(1)	組合の概要	11
(2)	事業利用量	11
2.	調査票の提出	12
V.	巻末参考資料	13
1.	総括シート	13
2.	店舗アンケート調査票イメージ	14
3.	推計方法	15
(1)	資格把握取引がおおむね 8 割以上で、アンケート調査を実施しない場合	15
(2)	資格把握取引がおおむね 8 割未満で、アンケート調査を実施する場合	15

I. 調査およびマニュアルの目的

農協各位におかれては、平素から農業振興にご尽力を賜り、ありがとうございます。

平成 28 年 4 月 1 日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 51 条において、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から 5 年を経過するまでの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとされました。

本マニュアルは、上記の改正法附則に基づく調査の一環として実施する、正組合員・准組合員別の事業利用量を把握するための調査の方法を定めたものです。なお、本マニュアルの策定に当たっては、既に各農協において実施されている、員外利用量を把握するための調査の方法を参考としています。

ご多忙の折恐縮ですが、本マニュアルに基づき、調査の適切な実施にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

II. マニュアルの対象

1. 対象組合

要点

本マニュアルは、信用事業・共済事業を行う単位農協を対象としています。

農協連合会および信用事業・共済事業を行わない単位農協（専門農協）は、本マニュアルの対象には含まれません。

なお、専門農協の実施する購買事業については、本マニュアルに定める方法に準じて、調査を行うことが可能です。

2. 対象事業

要点

本マニュアルは、「信用事業」、「共済事業」および「購買事業」を、利用量把握の対象としています。

本マニュアルでは、多くの農協において事業の主要な部分を占めていると見込まれ、かつ、一定程度の准組合員の事業利用が想定される、「信用事業」、「共済事業」および「購買事業」を、利用量把握の対象としています。

正組合員の事業利用が大部分を占めると見込まれる販売事業や、単位農協においてはほとんど実施されていない医療事業などは、本マニュアルの対象には含まれません。

また、購買事業を子会社が実施している場合など、農協本体として実施していない事業については、本調査の対象には含まれません。ただし、購買店舗やガソリンスタンドの管理・運営を外部委託している場合など、最終的な売り上げが農協本体に計上される場合には、本調査の対象に含まれます。

III. 事業利用量把握の実施方法

1. 調査の実施体制

本調査は、各農協において実施していただくことが基本となります。ただし、電算センターのデータの利用等、必要に応じて、都道府県中央会等と連携して実施してください。

なお、信用事業および共済事業に関しては、農林中金および全共連のシステムを各農協の端末で操作することにより、本調査に必要なデータを入手することができます。

2. 対象事業ごとの調査方法

要点

【信用事業・共済事業】

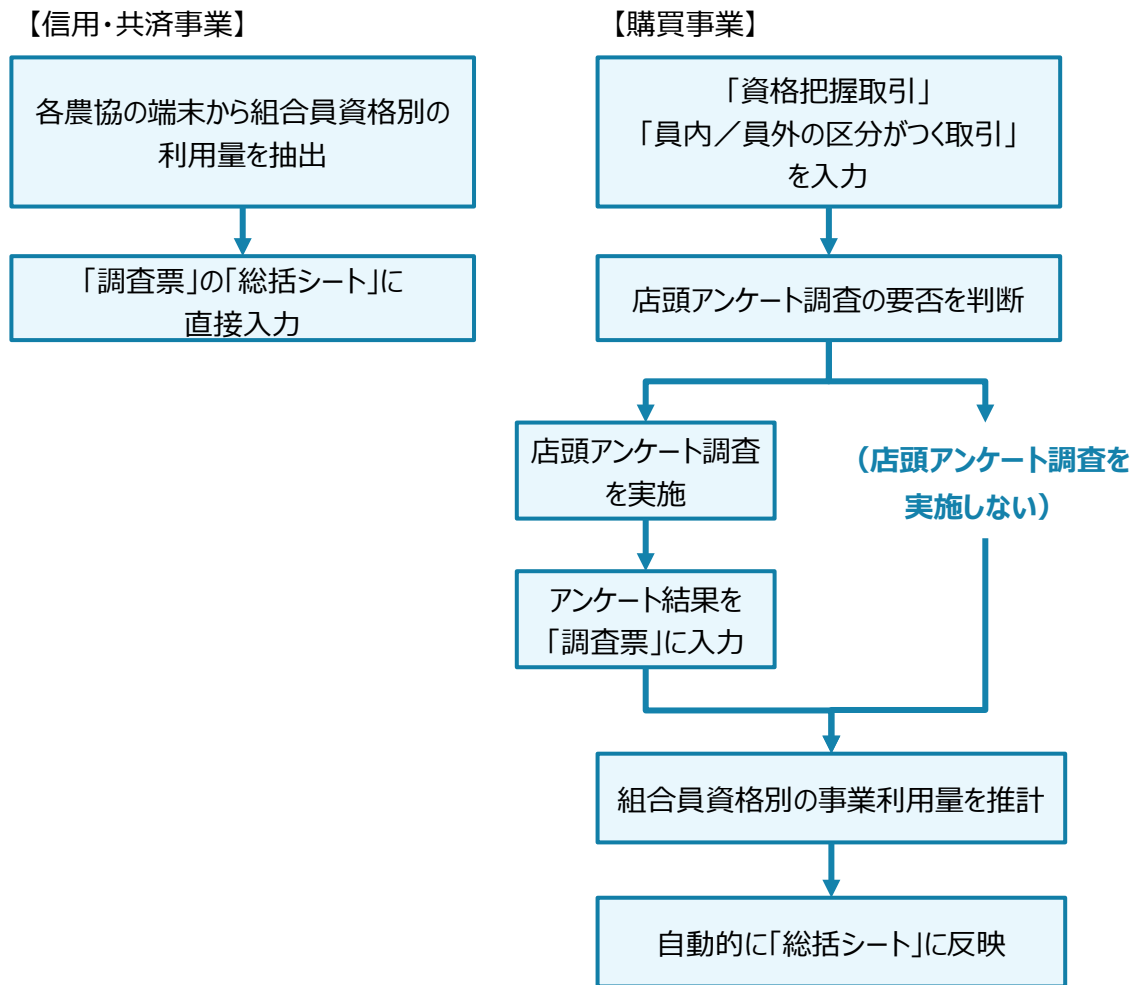
信用事業・共済事業は、農林中金又は全共連のシステムを各農協の端末で操作することにより、利用状況を把握します。

【購買事業】

「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」に区分し、これらの調査区分ごとに、組合員資格別の事業利用量を把握します。ただし、調査の実施体制の問題などから「ガソリンスタンド」を独立した区分として調査することが困難な場合であって、「ガソリンスタンド」の供給高が購買事業全体の供給高のおおむね5%を下回る場合には、「生産資材」又は「生活物資」のどちらかにまとめて調査いただいても構いません。

組合員資格別の事業利用量は、電算システム等の電子データおよび利用者へのアンケート調査により把握します。ただし、電子データ等により組合員資格を把握できる取引がおおむね8割以上の調査区分については、アンケート調査を行う必要はありません。

図 調査の全体像



(1) 信用事業

まず、J A S T E M情報系メニューの「実績管理」-「推進現状分析」-「顧客構成分析」（「顧客構成」タブ画面）を選択します。

次に、出力条件を以下のとおり設定します。

出力対象	「対象範囲」「出力単位」は「JA」を選択する
基準月	出力する基準月として、直近の決算月を指定する
分析対象	セグメント分析は「人格（全て）×資格」を選択する

最後に、出力された「顧客構成実績表」から、「調査票」エクセルファイルに、以下のとおり転記します。

調査票	転記元（顧客構成実績表）
貯金（正組）	総貯金残高：「すべての人格」の「正組合員」+「正組合員家族」
貯金（准組）	総貯金残高：「すべての人格」の「准組合員」+「准組合員家族」
貯金（員外）	総貯金残高：「すべての人格」の「組合員外」

貸出金（正組）	総貸出残高：「すべての人格」の「正組合員」+「正組合員家族」
貸出金（准組）	総貸出残高：「すべての人格」の「准組合員」+「准組合員家族」
貸出金（員外）	総貸出残高：「すべての人格」の「組合員外」

(2) 共済事業

まず、共済端末機で、業務報告書の「員外利用の状況」を作成する際に用いるのと同じ画面を開いてください。

次に、画面の、「正組合員」、「准組合員」、「組合員外」の各列の「事業種類合計」欄に表示された共済掛金を、それぞれ、「調査票」エクセルファイルの「共済事業」の列の「正組合員」、「准組合員」、「員外」の各欄に転記してください。

(3) 購買事業（生産資材・生活物資・ガソリンスタンド）

i. 調査区分

購買事業の業務フローや経理処理は、「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」の3つに大きく分かれている場合が一般的と考えられます。

このため、本調査においても、購買事業を、「生産資材」、「生活物資」、「ガソリンスタンド」に区分し、これらの調査区分ごとに、組合員資格別の事業利用量を把握します。

【調査区分の簡略化】

「生産資材」と「生活物資」の区分は、基本的に、業務報告書における「生産資材」と「生活物資」の区分と同じ区分を採用ください。ただし「生産資材」と「生活物資」を経理上区分していないなど、両者を切り分けることによって調査の実施に困難が生じる場合には、これらの区分をまとめて1つの区分とするなどして調査いただいても構いません。

また、調査の実施体制の問題などから「ガソリンスタンド」を独立した区分として調査することが困難な場合であって、「ガソリンスタンド」の供給高が購買事業全体の供給高のおおむね5%を下回る場合には、「生産資材」又は「生活物資」のどちらかにまとめて調査いただいても構いません。

なお、これらの簡略化を行った場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨とその理由を【注記欄】に記入してください。

【調査区分に係る留意点】

「生産資材」の調査区分には、農業機械などの設備関係も含まれます。

生産資材と生活物資の両方を扱っている購買店舗については、生産資材の売り上げは「生産資材」の区分に、生活物資の売り上げは「生活物資」の区分に、それぞれ振り分けることを基本とします。

ただし、それらを切り分けることによって調査の実施に困難が生じる場合には、切り分けずどちらか一方の区分にまとめて計上しても構いません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

「ガソリンスタンド」の調査区分には、その用途が生産関連か生活関連かに関わらず、ガソリンスタンドにおける全ての燃料の供給実績を含めてください。

また、ガソリンスタンド以外での燃料の供給（資材センターでの受注など）がある場合には、通常の経理処理の方法に従って、各調査区分に振り分けてください。

例：資材センターで受注した燃料をガソリンスタンドのシステムで処理している場合は「ガソリンスタンド」の調査区分に、生産資材のシステムで処理している場合は「生産資材」の調査区分に、生活物資のシステムで処理している場合は「生活物資」の調査区分に、それぞれ振り分けてください。

ii. 取引の類型化

本調査では、購買事業の取引を、以下のとおり分類します。

① 資格把握取引

総合ポイントや、組合員資格と供給実績が連動した電算システムなどにより、電子データから事業利用者の組合員資格の別（正組合員か、准組合員か、員外か）を把握することができる取引

※員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引は、②の資格非把握取引となります。

② 資格非把握取引

組合員資格の別を把握することができない取引（総合ポイントを利用しない取引、電算システムを経由しない取引等、上記①以外の取引）

具体的には、以下の取引が該当

- ・ 電算システム等により員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引
- ・ 員外利用量調査で行ったアンケート等により員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引
- ・ 電算システム等で組合員資格の別を把握することができない取引

iii. 調査方法

「資格把握取引」および「資格非把握取引」について、以下の調査を行い、「調査票」エクセルファイルの各項目を埋めてください。なお、「調査票」エクセルファイルの入力方法は、同ファイルの「使用方法」シートをご参照ください。

① 「資格把握取引」に関する1年間分の事業利用量把握

まず、「生産資材」、「生活物資」および「ガソリンスタンド」の調査区分ごとに、直近1事業年度の供給高の総額を算出してください。

次に、直近1事業年度の全ての資格把握取引について、調査区分ごとに、正組合員、准組合員、員外の各供給高を算出してください。

② 資格非把握取引のうち「員内／員外の区別がつく取引」に関する 1 年間分の事業利用量把握

資格非把握取引のうち、電算システムや、員外利用量調査で行ったアンケートの結果等により「員内／員外の区別はつくものの、員内を正組合員と准組合員に区分できない取引」がある場合には、調査区分ごとに、直近 1 事業年度の員内と員外の各供給高を算出してください。

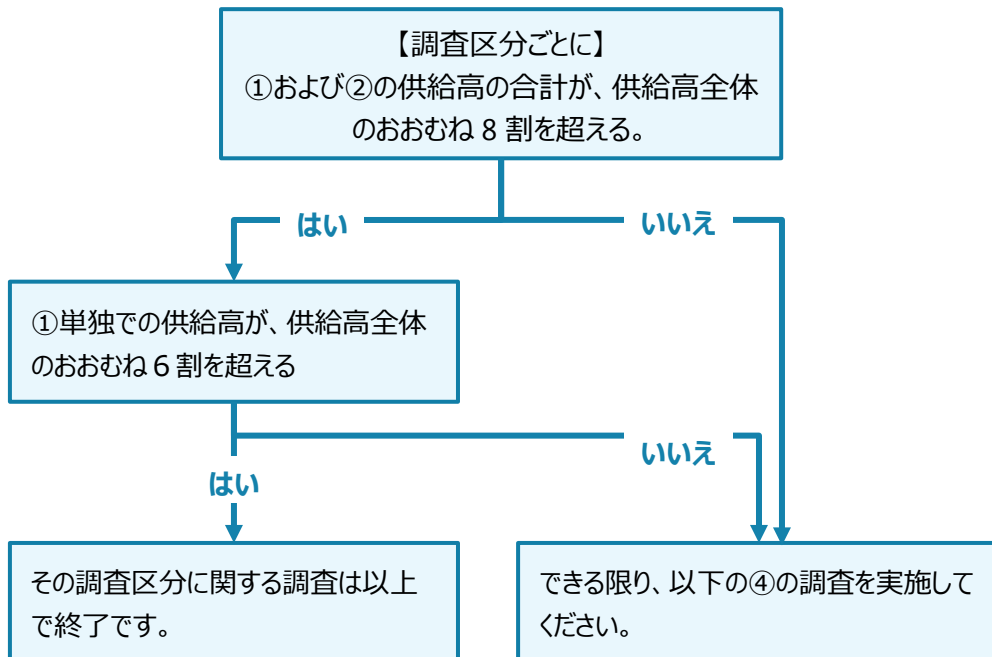
③ アンケート調査の要否の判定

各調査区分について、①および②の供給高の合計が、その調査区分の供給高全体のおおむね 8 割を超える場合（※）は、その調査区分に関する調査は以上で終了となります。

上記の割合がおおむね 8 割を下回る場合は、できる限り、以下の④の調査を実施してください（上記の割合がおおむね 8 割を下回ったものの、以下の④の調査を実施しなかった場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨とその理由を【注記欄】に記入してください。）。

（※）ただし、①と②の合計額がおおむね 8 割を超えていても、①単独での割合が 6 割を下回る場合は、できる限り、④の調査を実施してください。

図 アンケート調査要否の判断



④ ②以外の「資格非把握取引」に関する 1 週間分の事業利用量把握

以下の方法により、店頭でのアンケート調査を実施し、組合員資格別の供給高を推計します。なお、ここで示すアンケート調査は、調査方法の例示の 1 つであり、職員による聞き取り調査など、アンケート調査以外の方式を採用しても構いません。アンケート調査以外の方式を採用した場合は、その旨を【注記欄】に記入してください。

【対象店舗】

②以外の資格非把握取引（以下、単に「資格非把握取引」という。）がある全ての購買店舗およびガソリンスタンドにおいて実施することを基本としてください。

ただし、広域の農協など、店舗数が相当数にのぼる場合は、資格非把握取引のおおむね5割以上をカバーするように店舗を選択して実施することとしても差し支えありません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

【アンケート項目と体制】

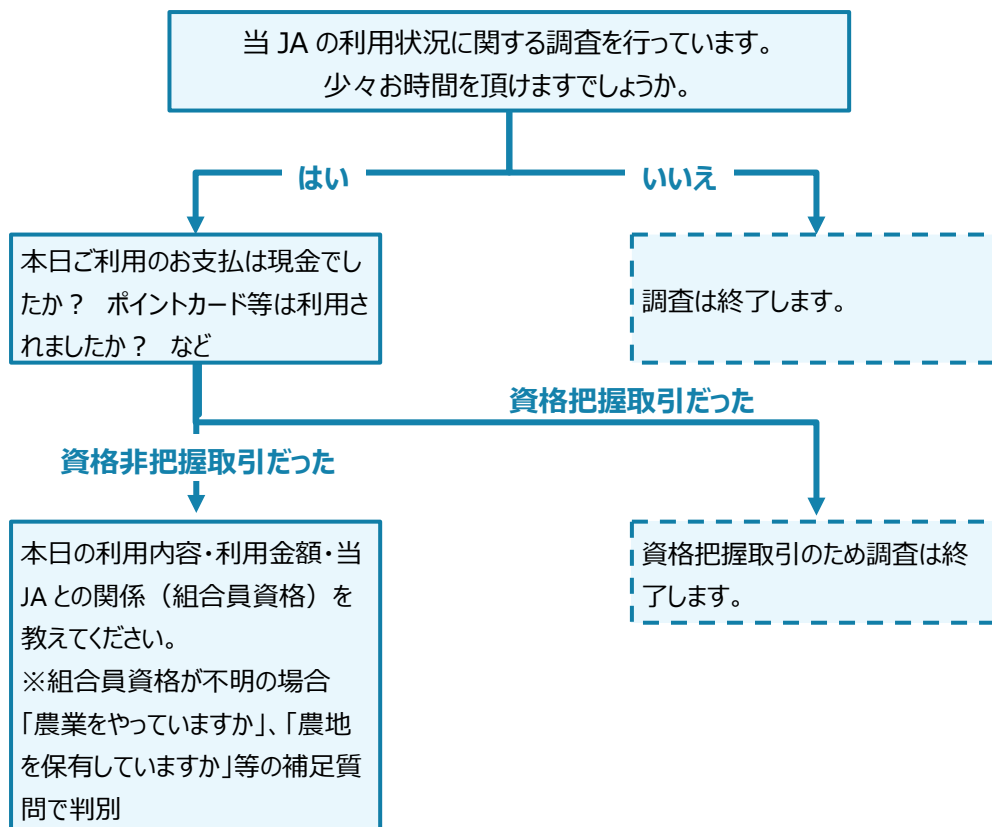
資格非把握取引を行った利用者には、「組合員資格の別」と「その日の利用金額」を回答していただきます。アンケート票のイメージは、巻末の参考資料をご参照ください。

回答者の偏りを排除するため、アンケート票の据え置き型ではなく、可能な限り職員による聞き取り型で調査を実施するようにしてください。

また、回答者が自身の組合員資格を把握していない場合は、「農業をやっていますか」、「農地を保有していますか」といった補足質問を行うことや、氏名を確認して組合員台帳と事後的に突き合わせるなどにより、組合員資格を判別してください。これらの方法でも組合員資格を判別できない場合は、当該回答者はサンプルから除外してください。

なお、アンケートをスムーズに実施するための工夫として、『ただ今、お客様にアンケートを実施しております。ご協力よろしくお願いいたします。』等の看板を店舗に設置するといった方法が考えられます。

図 聞き取り調査の一般的な流れ



【アンケートの実施期間】

連続する1週間を、アンケートの実施期間とします。

実施期間は、平常時の利用状況を把握するため、ゴールデンウィーク等の連休や、店舗イベントの開催時などは避けるようにしてください。また、生産資材に関して、農繁期・農閑期で極端に利用者数変動する場合には、平均的な繁忙度合の時期を選定してください。

土日が店舗の休業日である場合などは、営業日のみを実施期間としてください。

【アンケート対象者】

アンケートの対象者は、資格非把握取引を行った利用者から無作為に抽出します。例えば、調査に協力が得られそうな利用者を選んでアンケートを依頼すること等は避けてください。また、無作為抽出が困難な場合は、後掲のサンプル数に達するまで全数調査としても構いません。

①および②の調査との重複を排除するため、総合ポイント、電算システムなどにより組合員資格の別が把握できる取引の利用者は、アンケート調査の対象から除外してください。ただし、総合ポイントカードの保有者であっても、その日の取引でポイントカードを使用しなかった場合は、アンケートの対象に含まれます。

また、アンケート調査実施時に、アンケート対象者に該当するかどうかを判断することが困難な場合は、広く調査を実施した上で、集計時に、非対象者をサンプルから除外する方法も考えられます。

【サンプル数】

1年間の資格非把握取引の件数がおおむね 5,000 件を下回る調査対象店舗においては、可能な限り、全ての利用者に対してアンケート調査を実施してください。

1年間の資格非把握取引の件数がおおむね 5,000 件を上回る調査対象店舗においては、以下の表に基づいてサンプル数を設定し、アンケート調査を実施してください。なお、設定したサンプル数を回収することができなかった場合は、回収できた範囲で集計を行ってください。

サンプル数の考え方

直近の1事業年度の 資格非把握取引の件数	アンケート調査 (1週間)のサンプル数
おおむね 5,000 以下	全数
5,001～7,500	約 100
7,501～10,000	約 130
10,001～20,000	約 190
20,001～30,000	約 230
30,001～40,000	約 260

40,001～50,000	約 280
50,001～100,000	約 320
100,001～200,000	約 350
200,001 以上	約 380

※ 資格非把握取引の件数が分からない場合は、供給高を平均単価で割って取引件数を算出し、サンプル数を設定することも可能です。

iv. 注意事項

① 直売事業等の取扱い

組合員が生産した農産物等の直売所での販売は、原則として販売事業に該当し、本調査の対象には含まれません。

なお、直売所が生活購買店舗も兼ねている場合には、当該直売所の生活物資部分を切り分けて、本調査の対象に含めることとなります。ただし、当該直売所の売上げの大部分を農産物の直売品が占めており、生活物資の割合が極めて小さく、生活物資部分のみを切り分けることが困難な場合は、当該直売所を調査対象から除外しても差し支えありません。

また、直売所での農産物の販売を購買事業として経理区分しており、両者を切り分けることが困難な場合には、現在の経理区分に沿って、直売所での農産物の販売を購買事業に含めて調査を実施しても構いません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

② 同一店舗内で生産資材と生活物資の両方を扱っている場合等の取扱い

生産資材と生活物資の両方を取り扱っている店舗においてアンケート調査を実施する場合は、調査に従事する職員の聞き取りによって、利用者の購入金額を生産資材と生活物資に振り分けることが基本となります。

ただし、そうした振り分けが困難な場合には、その店舗における生産資材と生活物資の取扱金額の比率に応じて按分するなど、一定の仮定に基づく対応も可能です。また、生活物資も少量取り扱っている資材店舗や、直売品も少量取り扱っている生活購買店舗などでは、それぞれ、全量を生産資材、生活物資とみなして集計することとしても差し支えありません。

③ 内部消費・内部取引の取扱い

農協内での各種購買品の内部消費や内部取引については、供給高から控除することを原則としてください。ただし、購買事業の供給高に占める内部消費・内部取引の割合がごくわずかであり、全体への影響が軽微と認められる場合は、これらを控除しないか、員外への供給とみなすこととしても差し支えありません。なお、その場合は、IVの調査票の記入にあたって、その旨を【注記欄】に記入してください。

3. その他

要点

購買事業に関する店頭アンケート調査は、員外利用量調査と内容が重複するため、員外利用量調査と同時に実施しても差し支えありません。

購買事業に関する店頭アンケート調査を、員外利用量調査と同時に実施する場合には、本マニュアルの調査方法と、通常の員外利用量調査の調査方法とを比較して、より精度が高いと考えられる方の調査方法（サンプル数が多い、調査期間が長い、調査頻度が高いなど）に従って、調査を実施してください。

IV. 調査票の記入と提出

1. 調査票の記入

「調査票」エクセルファイルの「総括シート」（巻末の参考資料参照）に、以下の事項を記入してください。

(1) 組合の概要

貴組合の概要に関する情報を記入してください。

i. 組合員数

直近の総代会資料に基づいて、正組合員、准組合員別の組合員数（法人を含む）をご記入ください。

ii. 総合ポイント制度の導入状況

総合ポイント制度を導入している場合は「有り」と、導入していない場合は「無し」とご回答ください。なお、ここでの総合ポイント制度は、全国統一システムだけでなく、県域又は農協で独自に導入した電子的なポイントシステムも含まれます。

総合ポイント制度を導入している場合、総合ポイント会員の資格の範囲（「正組合員のみ」、「正組合員および准組合員」、「正組合員、准組合員およびそれらの家族」または「資格制限なし」）と、正組合員、准組合員および員外それぞれの総合ポイント会員数をご回答ください。

iii. 組合員資格と供給実績が連動した電算システム等の導入状況

「生産資材」、「生活物資」および「ガソリンスタンド」それぞれについて、総合ポイント制度以外に、正組合員、准組合員および員外の資格別の利用量を把握できる電算システム等を導入している場合は「システム有り」と、導入していない場合は「システム無し」とご回答ください。

導入している場合は、当該電算システムの概要（「未収取引や予約販売を個人コードで管理している」、「売掛金の経理システムが組合員台帳と連動している」など）を簡単にご記入ください。

(2) 事業利用量

信用、共済および購買の各事業について、「Ⅲ. 事業利用量把握の実施方法」に従って把握した事業利用量をご記入ください。

i. **信用事業**

Ⅲ. 2.(1) のデータ取得方法に基づきデータを取得の上、正組合員、准組合員、員外別に、貯金、貸出金を千円単位で転記します。

ii. **共済事業**

Ⅲ. 2.(2) のデータ取得方法に基づきデータを取得の上、正組合員、准組合員、員外別の、共済掛金を千円単位で転記します。

iii. **購買事業**

Ⅲ. 2.(3) の調査結果が自動で転記されます。

なお、業務フローが一体化している等の理由により調査区分を統合した場合、「ガソリンスタンド」を「生産資材」又は「生活物資」とまとめた場合、一部の店舗でアンケート調査を実施しなかった場合など、調査の一部を簡略化した場合は、その旨を【注記欄】に記入してください。

また、生産資材と生活物資の両方を扱っている店舗において両者の切り分けを行わなかった等の理由により、「生産資材」の区分に生活物資が一部含まれている場合や、逆に「生活物資」の区分に生産資材が一部含まれている場合は、その旨を【注意欄】に記入してください。

その他、調査において、本マニュアルの通りに実施できなかった部分がある場合は、その内容を【注記欄】に記入してください。

2. 調査票の提出

必要事項を記入した「調査票」エクセルファイルは、平成○年○月○日までに、××まで、電子メールにてご提出ください。

V. 巻末参考資料

1. 総括シート

正・准組合員の事業利用量に関する調査 <総括シート>

1. JA概要データ

(1) 組合員数

正組合員 人(法人含む)

准組合員 人(法人含む)

(2) 総合ポイント制度の導入状況

i 総合ポイント制度の導入の有無

ii 総合ポイント会員の資格の範囲(導入ありの場合)

iii 総合ポイント制度の会員数(導入ありの場合)

正組合員 人

准組合員 人

員外 人

(3) 購買物資の組合員資格別の利用量を把握できる電算システム等の導入状況とその概要

生産資材	<input type="text"/>	概要	<input type="text"/>
生活物資	<input type="text"/>	概要	<input type="text"/>
ガソリンスタンド	<input type="text"/>	概要	<input type="text"/>

2. 事業利用量 (※購買事業については、自動で計算されます。)

(単位: 千円、%)

	信用事業		共済事業	購買事業	生産資材	生活物資	ガソリンスタンド
	貯金	貸出金					
正組合員	-	-	-	0	-	-	-
准組合員	-	-	-	0	-	-	-
員外	-	-	-	0	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	0

【注記欄】

※ 購買事業の調査区分を統合した場合、各調査区分に他の区分の値が含まれている場合、その他、本マニュアルの通りに実施できなかった部分があれば、記入してください。

2. 店舗アンケート調査票イメージ

平成 28 年●月

●●農業協同組合

代表理事組合長 ●● ●●

JAご利用者の皆様へ(アンケートご協力をお願い)

平素はJA事業に格別のご協力・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本アンケートは適切なJA事業の展開を通して、利用者のみなさまへの一層のサービス向上を図る事を目的としております。

つきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが、アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、アンケート結果については厳重に保管し、適切に廃棄するものとします。

～アンケート項目～

- (1) 当JAとの関係を教えてください(いずれかに○をお付けください)
(正組合員・准組合員・正組合員の家族・准組合員の家族・いずれでもない・わからない)

- (2) 本日のご利用額を教えてください
生活物資(食料品・日用品など日常生活のための物資) … (円)
生産資材(農薬・肥料など農業生産に関連する資材) … (円)
その他… (円)

以上になります。ご協力ありがとうございました。

3. 推計方法

(1) 資格把握取引がおおむね 8 割以上で、アンケート調査を実施しない場合

組合員区分別の利用量は、下式により推計しています。

$$S_1 = S \times \frac{s_1}{s_1 + s_2 + s_3} \quad S_2 = S \times \frac{s_2}{s_1 + s_2 + s_3} \quad S_3 = S \times \frac{s_3}{s_1 + s_2 + s_3}$$

※それぞれの記号の意味は以下の通り。なお、下付き文字「1」は正組合員、「2」は准組合員、「3」は員外、下付き文字無しは正組合員・准組合員・員外の合計を表す。

S : 直近の 1 事業年度に行われた取引の総額

s : 直近 1 事業年度における資格把握取引の額

(2) 資格把握取引がおおむね 8 割未満で、アンケート調査を実施する場合

組合員区分別の利用量は、下式により推計しています。

$$r_1 = \frac{sw_1}{sw_1 + sw_2 + sw_3} \quad r_2 = \frac{sw_2}{sw_1 + sw_2 + sw_3} \quad r_3 = \frac{sw_3}{sw_1 + sw_2 + sw_3}$$

$$S_1 = s_1 + (S - s) \times r_1 \quad S_2 = s_2 + (S - s) \times r_2 \quad S_3 = s_3 + (S - s) \times r_3$$

※それぞれの記号の意味は以下の通り。なお、下付き文字「1」は正組合員、「2」は准組合員、「3」は員外、下付き文字無しは正組合員・准組合員・員外の合計を表す。

S : 直近の 1 事業年度に行われた取引の総額

s : 直近 1 事業年度における資格把握取引の額

sw : アンケート結果を集計した取引金額

r : アンケート結果から推計される各組合員資格の取引の割合